

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会議名	令和6年度第1回 枕崎警察署協議会
会議日時	令和6年6月18日火曜日 午後2時30分から午後4時20分まで
会議場所	枕崎警察署会議室
出席者	1 警察署協議会 会長以下6人 2 警察署 署長以下8人
<p>(会議の概要)</p> <p>1 会議次第</p> <p>(1) 署長挨拶、非違事案概要説明</p> <p>(2) 開会</p> <p>(3) 会長挨拶</p> <p>(4) 協議</p> <p>ア 業務推進状況説明</p> <p>イ 警察署行政に対する意見・要望等について</p> <p>(5) 生活安全部長内賞表彰 警察本部刑事部鑑識課警察犬係</p> <p>(6) 警察犬訓練視察</p> <p>(7) 閉会</p> <p>2 委員からの意見・要望の提言等</p> <p>(委員) 県内での強盗、侵入事件の現状や有効な対策について 最近、強盗事件や侵入事件の報道が多いように感じています。 報道に関しては、現在のところ、関東周辺が多いように感じますが、鹿児島県内での侵入事件等の現状や具体的な事例がありましたらお聞かせください。 また、家庭や職場でできる防犯フィルム等の有効な対策があれば、併せて御教授ください。</p> <p>(生刑課長) まず初めに、県下の強盗、侵入盗事件の現状について回答いたします。 強盗事件は、令和6年4月末現在3件で、前年同月比-4件、侵入盗事件については、同じく4月末現在で149件、前年同月比-47件となっています。 当署管内では、本年5月末現在4件で前年同月比+4件となっています。 当署管内では、無施錠の住宅や商店に侵入し、現金を窃取する事案等が発生しています。 次に、防犯対策についてであります。一般的に「防犯性の高い建物」や「領域性が高い地域」は、侵入しづらい環境にあると考えられます。 まず、「防犯性の高い建物」とは、一つ目が「対象物が強化されている建物」で、「CP部品と言われる防犯性の高い建物が整備されている。」、「玄関ドア等に補助鍵が取り付けられている。」、「窓ガラス等に防犯フィルムが貼付されている。」などです。 二つ目は、「接近の制御がなされている建物」で、「進入禁止の意思を表示するため、フェンス等が設置されている。」、「共有出入口や駐車場は、オートロックシステム等で出入りを居住者に限定している。」、「庭先に防犯砂利等が敷かれている。」などです。 三つ目は、「監視性が確保されている建物」で、防犯カメラ・センサーライトの設置、建物周囲の見通しの確保等で見通しが確保され、人の目が行き届く環境等です。 次に、「領域性が確保された地域」とは、住民に地域コミュニティへの帰属意識が高く、地域住民同士が挨拶運動や共同で地域の清掃活動等の屋外交流活動が活発な地域のこと、部外者が侵入し、犯行をしづらい環境にあると考えられます。 このように「防犯性の高い建物」の設置や「領域性が高い建物」づくりが防犯対策には一番であると考えています。</p>	

(委員) 運転時の確認事項について
運転時においては、かかとが固定されていない履物については、道交法における安全運転義務違反となると承知していますが、明確な定義はありますか。また、違反した場合の罰金等についてはどのようになっていますか？

(交通課長) 道路交通法71条で運転手の遵守事項が定められており、例えば、水たまりを通過するときに歩行者がいた場合の通行方法や、ドアを開けるときの後方確認等、運転手が守るべきことが列挙されています。

その最後に「その他公安委員会が定める事項」という項目があり、それに基づいて鹿児島県道路交通法施行細則第12条第2号で「げた、スリッパその他運転操作を誤るおそれのある履物を履いて車両を運転しないこと。」と定められています。

この「下駄、スリッパその他運転操作を誤るおそれのある履物」とは、「どのようなものか。」ということになりますと、判例では、「個々具体的な履物の形状を客観的に判断し、げたやスリッパ同様に足に対して固着性を欠き、運転操作の過程において離脱等の不安定な状態を作り出すおそれのある履物を指称するものというべき」となっており、様々な履物が販売されていますので、個々の履物全てについて違反かどうかの判断はできないところです。

この違反に限らず、取締りをする上で、ほとんどの違反では明確な定義というものはなく、法律と判例に基づいて危険性の有無を考慮しながら取締りをしていきますので、運転者としては、「これは許される。これは許されない。」という線引きをすることなく、選択肢があれば、より確実に安全な方を選んでいただければ良いかと思えます。

例えば、「この靴は違反にならないだろうか。」と誰かに聞かれたのであれば、「そう思うならやめればいいんじゃないの。」と答えてもらえれば良いかと思えます。

ちなみに、「かかとが固定されているかどうか。」については、条文に記載はなく、判例でもかかとの固定について示されているものを見つけることができずでしたが、問題は「固着性があるか。」、要するに「簡単に脱げたりカパカパしたりして運転に支障はないか。」ということが一番の基準になります。

当然、かかとの固定が大事な要素になると思いますが、極端に大きい靴で、靴の中で足が左右にずれるのであれば、違反になることもあり得るということになります。

罰金については、5万円以下の罰金、反則金は大型7千円、普通6千円、二輪6千円、原付5千円。点数についてはありません。

(委員) 行方不明事案への対応について
行方不明事案の依頼受付等についてと捜索までの基本的な流れについてお聞かせください。

(生刑課長) 警察では、行方不明事案への対応につきましては、「行方不明者発見活動に関する規則」という国家公安委員会規則に基づき対応しています。

初めに「依頼受付」についてですが、誰からも受理できる訳でなく、行方不明者の親権者、後見人、配偶者、その他の親族、現に監護する者等のほか、行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者からのものでなければ受理ができません。

受理に当たり、行方不明届出書を受理し、行方不明者の氏名・年齢・身体特徴・その他必要な事項を聴取するとともに、行方不明者を撮影した写真など、発見活動を適切に実施するために必要と認められる資料の提出を求めます。

次に捜索までの流れですが、受理と並行して、パトカー勤務員等に必要な手配を行い、警ら活動等の警察活動を通じて発見に努めています。

また、自殺のおそれや、犯罪により生命身体に危険が生じているおそれがあるなどの特異行方不明者に該当する行方不明者につきましては、届出人の承諾を得た上で、消防等と連携して必要な体制を確保して捜索を行い、発見に努めています。

(委員) 路面の変形について
ロータリー交差点、中央交番側路面の変形で、車・バイク等ハンドルを取られて危険で事故が起こりそうです。

(交通課長) 確かに、バイク乗りが知らずに通行すると大変危険な状態でしたので、道路管理者である南薩地域振興局に対応をお願いしました。

(委員) 地域住民によるつきまといや嫌がらせについて
先日、親しい知人の相談を受け、協議会の場へ意見・提言として提出するつもりでしたが、内容を聴いてそのまま知人と枕崎警察署へ相談に行きました。

詳細は伏せますが、近隣住民によるつきまといや嫌がらせです。
自分は幸いにも、これまでそのような経験はなく、テレビ報道やインターネット上のニュースで知る程度でした。

エスカレートして犯罪に繋がれば、このように耳に入りますが、その前の段階の前述したようなつきまといや嫌がらせは、「目に触れない。耳に入らない。」というだけで、「相当数あるのではないか。」という思いに至っております。

明らかな不法行為でもなく、また加害する側も住民であることから、対応が難しいと感じました。

このような相談は、「年間どれくらいあるのか。」、また対応した事案があれば「どのように帰結したのか。」、あるいは「帰結していないのか。」を伺いたいです。

また、知人は嫌がらせの関係で、家の塀が低いから高くしようとしています。ただ、家の前が交通量の多い住宅地で、ロードミラーの設置も考えているようです。

ロードミラーを設置する場合は、何処に設置すれば良いなどの基準はあるのですか。

(警務課長) 昨年、当署が迷惑行為として受理した相談は31件であります。
嫌がらせ事案、その他相談者が不安を感じる事案については、内容に応じた相手方への教示、緊急時の警察への通報方法等、相談者に適切な対応方法、自衛手段等を教示しているところです。
また、必要な場合には自宅周辺のパトロール活動や対象者への声掛けを実施し、犯罪の未然防止に努めています。
相談時点では刑罰法令に触れていませんが、将来、相談者等に危害が生じるおそれがあると認められる場合は、相談者の意向を踏まえ、相手方に対する指導・警告等を行います。
なお、相談者、被害者等に緊急の危害が及ぶおそれがあると認められる場合は、要請の有無にかかわらず、犯罪の予防のため、必要な警告・制止の措置を執っています。
これまで対応した事案の詳細につきましては、個々の事案であるのでお答えすることはできませんが、刑罰法令に触れる相談については、「相談者が事件化を望んでいるか。否か。」、いない場合であっても後日事件へ発展を考慮し、相談者に被害の届出を勧めることもあります。

(署長) ロードミラーについては、自分の敷地内に設置するのであれば、個人で設置していただいても構いません。
公道上に設置するのであれば、道路管理者との話になります。国管理の国道上であれば国道事務所、県管理の国道又は県道であれば県庁、市道であれば市役所との話になります。

(委員) 標識の不可視について
立神小学校北門側のスクールゾーンに設置してある標識についてですが、朝の進入禁止標識が、民家の樹木が生い茂っており、確認できません。
警察署側から来た左折進入禁止の標識とそれを左折した直ぐにある歩行者専用の標識です。
先日は、朝の登校時間に標識が見えないため、進入する車を目撃しました。
狭い道路なので、徒歩で登校する子供達が危険です。
梅雨時期なので、児童の送迎車が増えるかと思えます。
その前に樹木伐採依頼等、警察署より何らかの対応はできないものでしょうか。

(交通課長) 現場を確認したところ、確かにほとんど標識が見えない状況でした。
樹木は借家の敷地内にあり、借主が在宅していましたので、一緒に確認して伐採をお願いしました。
ただ、かなりの高さまで道路上空に、はみ出して大量に生い茂っており、個人で伐採するのは難しい状況ですので、大家に相談してみるとは言ったものの、時間を要するかもしれません。

(委員) 最近の警察署不祥事問題について
大変残念なことに、枕崎警察署でも起こってしまいました。
地域の安全・安心を守る警察官への信頼が失墜しているということは、協議会委員としても大変遺憾に思うところですが、大半の職員は真面目にそして、仕事に誇りを持って一生懸命職務を遂行されていると信じております。
これからも地域住民の安全・安心を第一に思う警察官にエールを送ります。

(警務課長) 温かい御言葉、ありがとうございます。
当署員が起こした非違事案に関して、県内外の多くの方々から厳しい御指

摘、御意見を承っています。
その内容を全署員に周知させ、非違事案が与える影響を自らの問題として深く認識し、再発防止に向けて、署員一人一人が主体的に取り組むとともに、形骸化することのないよう、必要に応じて改善を図りながら、地域住民の安全・安心を第一に考え、職務に邁進して参ります。

備 考